京都ショップ中国展開支援事業　募集要領

１　事業目的

本事業は、京都府及び（公財）京都産業２１が、中国市場への販路開拓を行おうとする中小企業に対し、中国国内にて開設するアンテナショップ（ネット通販含む）（以下、「アンテナショップ等」という。）の設置・運営に伴う経費の一部を補助することにより、新たな市場開拓の取組みを支援する。

２　対象事業者

京都府内に事業所を有し中国への販路開拓を求め、中国国内においてアンテナショップ等の常設店舗を設置しようとする中小企業者（中小企業基本法第２条の規定による）又は中小事業者の共同グループとします。

※中小企業者として、本事業の対象となる会社（但し、別紙に該当する者を除く）

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本金の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員数)
製造業その他（下記以外）	３億円以下	３００人以下
卸売業	１億円以下	１００人以下
小売業	５千万円以下	５０人以下
サービス業	５千万円以下	１００人以下

３　共同グループ参画事業者の要件

⑴ 共同グループに参画する全ての事業者は、「２　対象事業者」の要件を満たす必要があります。参画事業者より代表事業者を決定いただき、代表事業者名にて申請ください。

⑵ 中国国内における直接の事業実施者（代理店等、１事業者のみ）を参画事業者とすることができます（京都府内に事業所を有することを必要としません）。
但し、代表事業者となることはできません。

４　補助対象事業

補助対象事業は「１　事業目的」に沿って実施される事業であり、補助対象期間内において、連続して９０日以上の営業活動を行う事業を対象とします。

５　補助対象期間

補助金の交付を受けて行う事業の期間は、補助金の交付決定日から平成２６年3月３１日（月）までとします。

６　補助対象経費

・補助対象となる経費は、申請事業の実施に直接必要な次に掲げる経費とします。また、申請事業以外の業務と明確に区分できることが必要です。

＜対象となるもの＞

① 店舗の賃借料
② 店舗改修に係る工事費・装飾費
③ 商品ディスプレイに係る什器設置費
→汎用性があり目的外にも使用できるもの（例：パソコン、デジタルカメラ、テレビ、ＤＶＤ等）は補助対象外とします。
④ Ｗｅｂページ作成費
⑤ 受発注・決済システムに係る経費
⑥ 販促に係る広告宣伝費（印刷製本費、通信運搬費、新聞・雑誌等掲載費、イベント開催費）
⑦ アルバイト等賃金（現地情勢に基づき妥当な金額であること）
⑧ その他財団が適当と認めた経費

＜対象とならないもの＞

旅費、交付決定前に発注・購入・契約等を実施したもの、販売を目的とした商品の生産に係る経費、事務所家賃、借入金及び支払利息、公租公課（消費税等）、不動産購入費、不動産増築費、官公署に支払う手数料等（印紙代等）、振込手数料、代引き手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成のための税理士等に支払う費用、公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる費用など

※共同グループの場合、代表事業者（本補助金申請者）又は中国国内における直接の事業実施者（代理店等）を除く事業参画者の支出は、補助対象外となります。

７　補助率等

⑴ 補　助　率：補助対象経費の２分の１以内
⑵ 補助限度額　２００万円（下限１００万円）
※交付額は千円単位とします。

８　応募手続き

交付申請書等の様式は㈶京都産業 21 のホームページ（http://www.ki21.jp）からダウンロードできます。また、㈶京都産業 21 窓口でも配布します。

①提出方法

平成２５年７月３１日（水）までに㈶京都産業 21　事業推進部市場開拓グループまで持参してください。やむを得ず持参できない場合は郵送（書留または簡易書留）してください。（平成２５年７月３１日（水）午後５時必着）

申請書を持参いただく場合の受付時間は、上記期間中の平日の午前９時～正午、午後１時～午後５時までです。

②提出書類

交付申請書	第１号様式
申請者の概要	第１号様式―別紙１
事業計画書	第１号様式―別紙２
事業費明細表	第１号様式―別紙３

９　審査及び結果の通知

提出していただいた申請書は、審査委員会において評価・審査し、採択事業を決定し、平成２５年８月中旬(予定)に文書により各申請者に審査結果を通知します。

※審査の途中経過並びに審査結果についてのお問い合わせには一切応じられませんので、あらかじめご承知ください。

※補助金は予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも希望された金額全てに応じられない場合があります。

10　補助金事業の完了及び補助金の支払いについて

事業終了後、７日以内に実績報告書を提出してください。

補助金の支払いは、必要に応じて補助金の２分の１以内の概算払いを認めます。また実績報告書の提出後、すみやかに補助事業完了検査を行い、検査に合格したものについて残りの補助金を支払います。

なお、検査に不合格となった場合、概算払いで支払った補助金は返還していただきます。

11　問合先

（公財）京都産業２１　事業推進部　市場開拓グループ　　担当：松本

京都市下京区中堂寺南町１３４　京都府産業支援センター

ＴＥＬ　０７５－３１５－８５９０

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　market@ki21.jp

別紙

１　役員等(個人である場合はその者を､法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう｡以下同じ｡)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成２３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）　であると認められるとき。
２　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。
３　役員等が自己､自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
４　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
５　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
６　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が（１）から（５）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
７　対象事業者が、①から⑤までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合（⑥に該当する場合を除く。）に、（公財）京都産業２１が対象事業者に対して当該契約の解除を求め、対象事業者がこれに従わなかったとき。

※資本金基準、従業員基準のいずれか一方の基準を満たせば対象となります。

※常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

※以下の項目に該当する中小企業は除きます。

・発行済株式の総数又は出資金額の２分の１以上が同一の大企業の所有に属している法人

・発行済株式の総数又は出資金額の３分の２以上が複数の大企業の所有に属している法人

ただし、以下に該当する者は、大企業として取り扱わないものとします。

・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社

・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（(公財)京都産業２１等）と基本約定書を締結した者（特定ＶＣ）

・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合